

自家用自動車による住民の足の確保

—地域交通政策の新たな展開—

中村浩一

NAKAMURA, Kouichi

国土交通省自動車交通局旅客課新輸送サービス対策室専門官

1—公共交通機関の補完が不可欠に

地域の交通の確保は、交通行政の大きな課題です。しかし、バス及びタクシー事業は、輸送人員の減少、規制緩和による競争の激化から採算の取りにくい分野については、参入を控えたり、撤退する傾向が強まっています。特に、乗降の介助等手間のかかる福祉輸送や、利用者の減少の著しい過疎地輸送の分野でこの傾向が顕著であり、従来の公共交通機関に代わる足の確保が課題です。

2—自家用車による有償運送制度を創設

こうした状況を踏まえ、国土交通省では、平成16年4月からバスやタクシーで利用者の足の確保ができない福祉輸送と過疎地輸送の分野においてNPO等の非営利団体が自家用自動車を用いて有償で(運送の対価を収受して)運送することを一定の条件のもとに認めることとしました。

この制度は、運営協議会を設置する地方公共団体(市町村又は都道府県のいずれでも可)の役割が重要になっています。

3—制度の概要

(1) 許可手続き

各地方運輸局の出先機関として都道府県単位に設置されている運輸支局は、(3)以下に掲げる要件を満たし、かつ(2)の運営協議会の協議を経て地方公共団体からの具体的な協力依頼を示して許可申請があった場合には、条件を付して速やかに許可します。許可は二年毎の更新制です。

(2) 運営協議会

NPO等による運送の必要性、条件等について主宰者である市町村または都道府県が判断するために各地域毎に設置されます。構成メンバーは主宰者である地方公共団体の他、地方運輸局(運輸支局)、利用者、住民、タクシー事業者等です。

主宰者である地方公共団体は、市町村または複数の市町村または都道府県いずれでも差し支えありません。この協議会の場で関係者が協議を行うことが許可申請のために必要です。協議が整わない場合は主宰者である地方公共団体

の判断によることとなっています。

(3) 運送主体

運送主体は非営利法人及び地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織に限定されており、株式会社や有限会社は対象になりません。

NPO法人の他、社会福祉法人、商工会議所、商工会、医療法人、公益法人の他、生協、農協などが想定されます。

(4) 運送の対象

福祉輸送については要介護者、要支援者、身体障害者、精神障害者、知的障害者、人工透析患者等単独では移動困難な者で会員登録された者とされています。

他方、過疎地輸送については、地域住民等で会員登録された者が対象であり、移動制約者の条件はありません。

(5) 使用車両

福祉輸送については使用車両が、リフト等の特殊な設備またはリフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車(軽自動車を含む)とされています。セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認められています。

なお、過疎地輸送については、使用車両の制限はありません。

(6) 運転者の要件

運転者の要件としては、事業用自動車同様普通二種免許を有することが望ましいが、これが困難な場合は一定期間運転免許停止処分のないことに加え、安全運転及び福祉輸送の場合は、乗降介助等に関する講習を受けるなど十分な能力、経験を有していると認められることを要件としています。

(7) 損害賠償措置

運送に使用する全ての車両について、対人八千万円以上、対物二百万円以上の任意保険若しくは共済に加入することを要件としています。

(8) 運送の対価

運送の対価については、公共の福祉目的の非営利輸送であるとの観点から、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね二分の一以下を目安として、地域の特性等を勘案して定めることとしています。

■表—1 運営協議会の設置状況

平成16年9月30日現在

福祉有償運送			過疎地有償運送		
都道府県	運営協議会設置地区	設置年月日	都道府県	運営協議会設置地区	設置年月日
北海道	枝幸郡歌登町	16.7.21	茨城県	里美村	16.9.6
東京都	世田谷区	15年度特区	長野県	中川村	16.3.29
神奈川県	大和市	15年度特区	愛知県	豊根村	16.7.29
	三水村	15年度特区	岐阜県	河合・宮川村	15年度特区
長野県	小海町	15年度特区	岡山県	岡山市足守地区	16.7.14
	中川村	16.3.29	鳥取県	倉吉市	16.7.22
福井県	丸岡町	16.7.2	徳島県	上勝町	15年度特区
三重県	飯高町	15年度特区			
大阪府	枚方市	15年度特区			
兵庫県	宍粟郡山崎町	16.9.2			
岡山県	岡山県 (地方振興局単位)	15年度特区			
	菊池市	15年度特区			
熊本県	玉名市				
	熊本県ほか10市町村				

4—倉吉市におけるバスとNPOの連携

過疎地有償運送の制度の発足を受け、鳥取県倉吉市では本年7月22日倉吉市過疎地有償運送運営協議会を開催し、8月2日からNPO法人による住民運送を実施することを決定しました。

これは過疎地でバス停まで距離があり困っている住民を救済するため計画されたもので病院に通院するため計画されたもので病院に通院するため、特にその帰りの足を確保するためバス停に車両を待機させ自宅まで送り届ける運行サービスです。公共交通機関であるバスと連携して地域住民の足を確保しようとする初の試みであり注目されます。

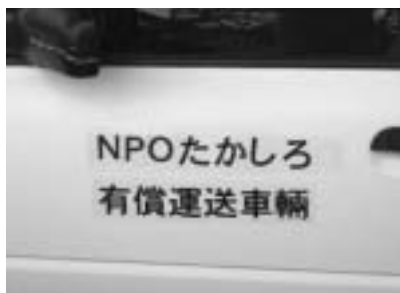


■写真—1 バス停からの乗客を宅まで送迎

その概要は次のとおりです。

(1) 運行主体

特定非営利活動法人(NPO)たかしろ(平成16年7月1日設立)



■写真—2 NPO法人たかしろの車体

(2) 運送しようとする旅客

会員として登録された倉吉市高城地区に住所を有する者及びその親族、並びにその同伴者(申請時における会員数131人)

(3) 運送しようとする区間

最寄りのバス停から会員の自宅までの区間(1.3km～4.4km)

(4) 運賃

1回200円(片道)

(5) 使用車両

3台(5人乗りのバン型小型貨物車2台と4人乗り軽貨物自動車1台)

(6) 運転者

登録されたボランティア30人

(7) 運行開始

平成16年8月2日

5—神奈川県における福祉輸送の試み

神奈川県では、福祉有償運送の制度の発足を受け、県の主導の下に県内全域で体制を整備することとし、県内の市町村やNPO等の関係者を対象に説明会やアンケート調査などを実施しました。

その結果、県内の横浜市、川崎市、大和市(既に実施済)の3市については、各市単独で運営協議会を設置するほか、その他の市町村については県内を5つのブロックに分け、それぞれの地域で運営協議会をして福祉有償運送実施することとしました。(表—2参照)併せて16年10月神奈川県は内閣府に対し、使用車両としてセダン型等の一般車両が認められるよう県全域における構造改革特区(神奈川県福祉有償運送セダン型車両特区)を申請し、同年12月特区の認定を受けました。

横浜市においては、11月29日、第1回運営協議会が開催されています。

こうした先駆的な取り組みを参考に、地域住民の移動手段の確保に悩む各地において、新たな移動の選択肢を活用し、それぞれの地域の実情にあった交通機関の整備が期待されます。

■表—2

地区名(仮称)	構成市町村
横須賀・三浦・鎌倉地区	横須賀市,鎌倉市,逗子市,三浦市,葉山町(5市町)
県央湘南西部地区	平塚市,秦野市,厚木市,伊勢原市,大磯町,二宮町,中井町,愛川町,清川村(9市町村)
県央湘南東部地区	藤沢市,茅ヶ崎市,海老名市,座間市,綾瀬市,寒川町(6市町)
足柄西湘地区	小田原市,南足柄市,大井町,松田町,山北町,開成町,箱根町,真鶴町,湯河原町(9市町)
県北部地区	相模原市,城山町,津久井町,相模湖町,藤野町(5市町)

参考:横浜市、川崎市及び大和市は、協議会を単独で開催する。

この号の目次へ <http://www.jterc.or.jp/kenkyusyo/product/tpsr/bn/no27.html>